

予防接種の償還払い（費用の払い戻し）制度

対 象 者

里帰り出産や**病気による長期入院**等のやむを得ない事情で
市の指定する医療機関で予防接種ができない方

※接種費用により**全額助成にならない**場合があります。

※接種日時時点で富士吉田市に住民登録のある方のみ



対象となる 予 防 接 種

●定期接種...すべて対象

●任意接種...おたふく・インフルエンザ（こども・障害者）

手 続 き の 流 れ

接種
2
週
間
前
ま
で
に

1.医療機関で事前確認

(1) 接種が受けることができるか

(2) 予診票は富士吉田市のものを使用できるか ※定期接種の場合のみ

2.「予防接種実施依頼書」を申請

「予防接種実施依頼書交付申請書 ※HPでダウンロード可」

「本人確認書類（申請する方と接種を受ける方のそれぞれの分）の写し」

「母子健康手帳の名前と予防接種記録がわかる箇所の写し ※こどもの場合」

3.「予防接種実施依頼書」の受取

接種
当
日

4.「予防接種実施依頼書」を持参し、接種を実施

接種費用は、医療機関で全額お支払い

5.請求に必要な書類の受取・保管

「領収書」「予診票の原本または写し」を保管

接種
日
か
ら
1
年
以
内

6.接種費用償還払の申請・請求

「予防接種費用償還払申請書兼請求書 ※HPでダウンロード可」

「予診票の原本または写し」

「口座番号・口座名義等が確認できるものの写し」

※**接種日から1年以内**に申請してください。

期限を過ぎると対象外になります。

7.指定口座に助成額が振り込まれます

申請日から1か月程度で入金

定期接種・任意接種（市が助成するもの）を受けたい



指定医療機関で接種を受けてください

指定医療機関一覧

こどもの定期接種



インフルエンザ
新型コロナ



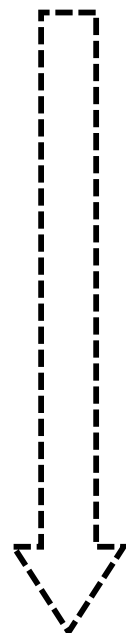
帯状疱疹



おたふく



接種後、助成額を引いた接種料金を
医療機関へお支払いください



里帰り出産や病気による長期入院などの
やむを得ない事情で指定医療機関で受けられない方
(県外での定期接種・富士北麓地域外での任意接種など)

裏面参照

委託契約
(定期接種のみ)



償還払い制度



接種日より3週間前までに

1. 医療機関に事前確認

- 富士吉田市と医療機関との予防接種委託契約を申請できるか
(不可の場合は償還払いとなります)

2. 予防接種実施依頼書（契約用）を申請

「予防接種実施依頼書交付申請書（契約用）」

※HPでダウンロード可

「本人確認書類（申請する方と接種を受ける方のそれぞれの分）の写し」

「母子健康手帳の名前と予防接種記録がわかる箇所の写し」

※こどもの場合

3. 契約完了後、接種を実施

※接種費用により **全額助成にならず、差額分を医療機関へ
お支払いいただく**場合があります。